

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「服用薬剤調整支援料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20200903-1079

本資料は、2020年4月16日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

日医工がお届けする **Stu-GE** では、
調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

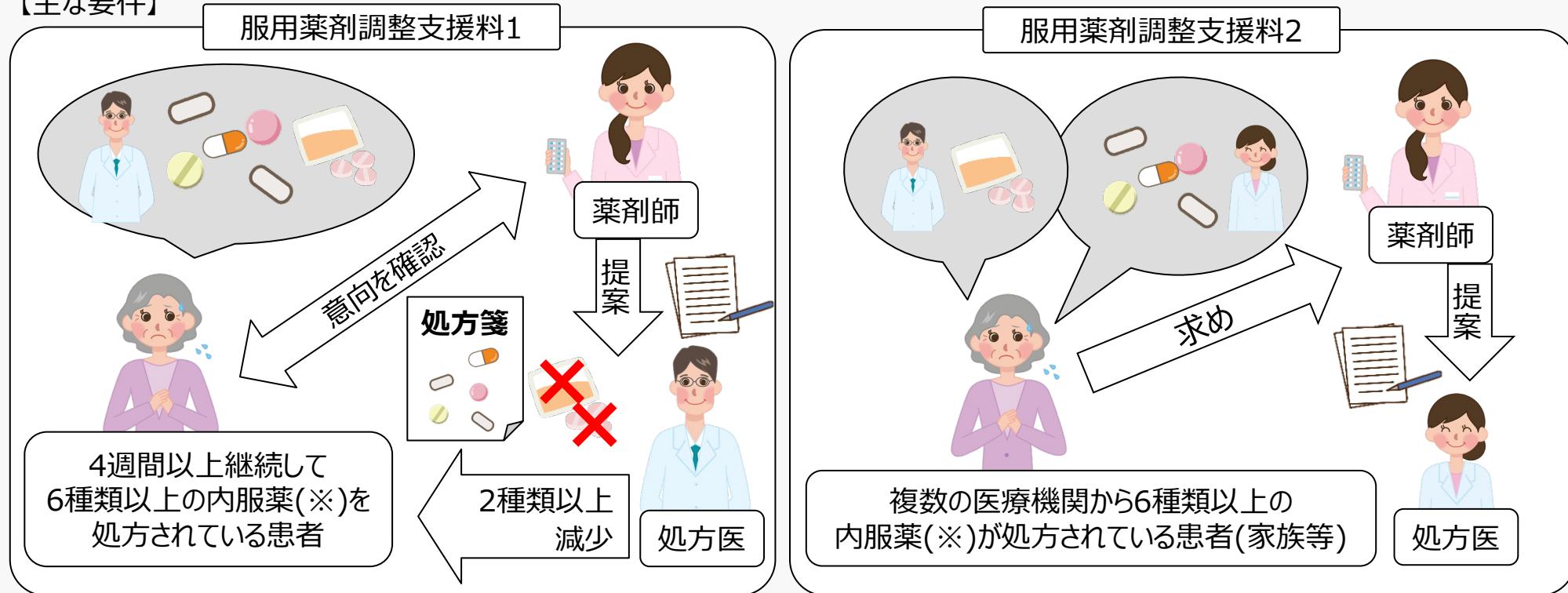
日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点				https://yakumed.jp/articles/54
	② ①、③、④以外		57点				
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点				
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点				
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点				https://yakumed.jp/articles/60
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点				
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算 1, 2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点				https://yakumed.jp/articles/59

14の3 服用薬剤調整支援料

	内容	点数
1	6種類以上の内服薬が処方されている患者について、処方医に対して文書を用いて提案し、調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に算定する。(月1回に限り)	125点
2	複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者について、重複投薬等が確認された場合に、処方医に対して提案を文書を用いて行った場合に算定する。(患者ごとに3月に1回まで)	100点

【主な要件】



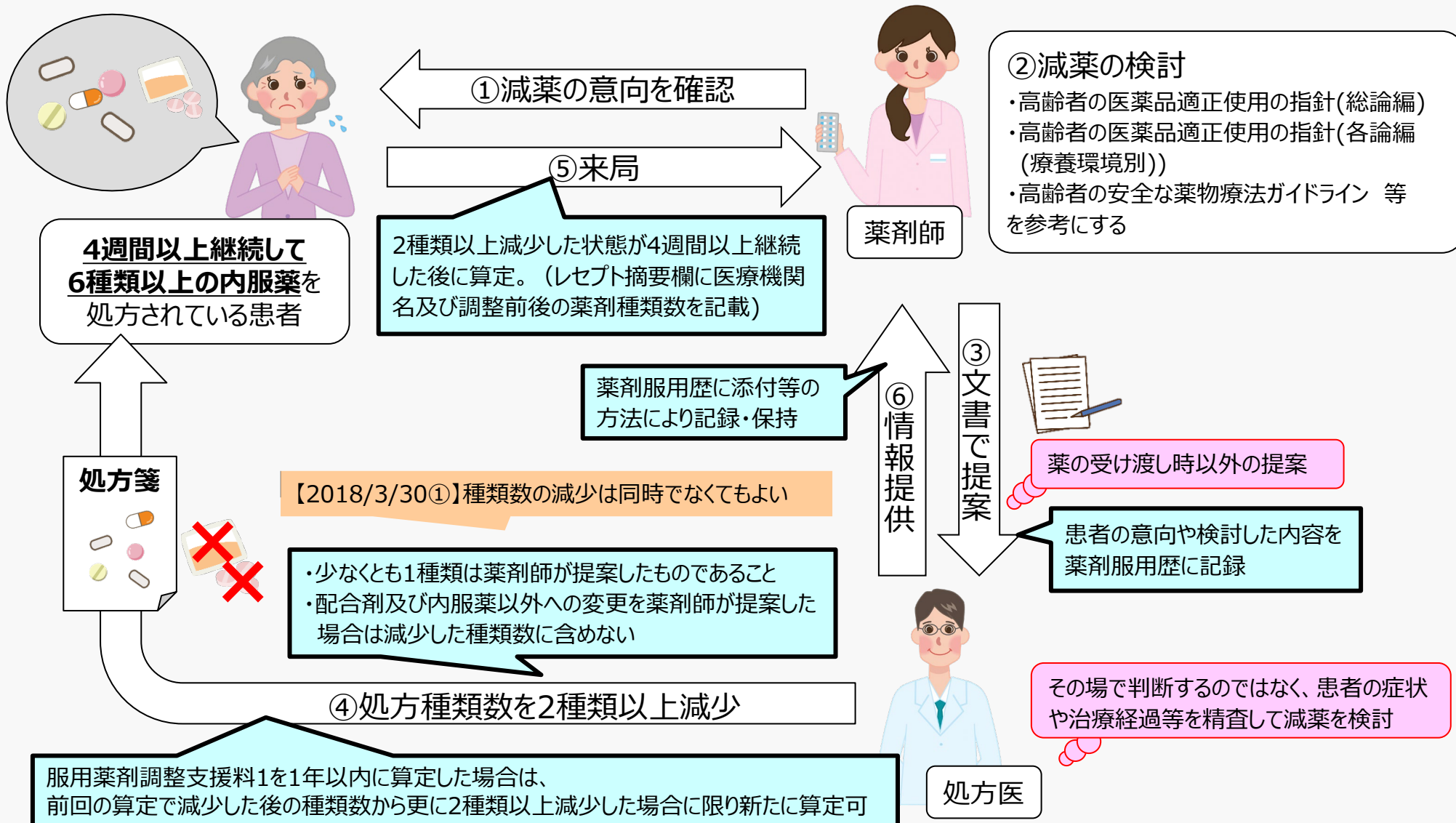
(※) 1銘柄ごとに1種類として計算する。

屯服薬は含まれない

【2018/3/30①】浸煎薬、湯薬は含まれない

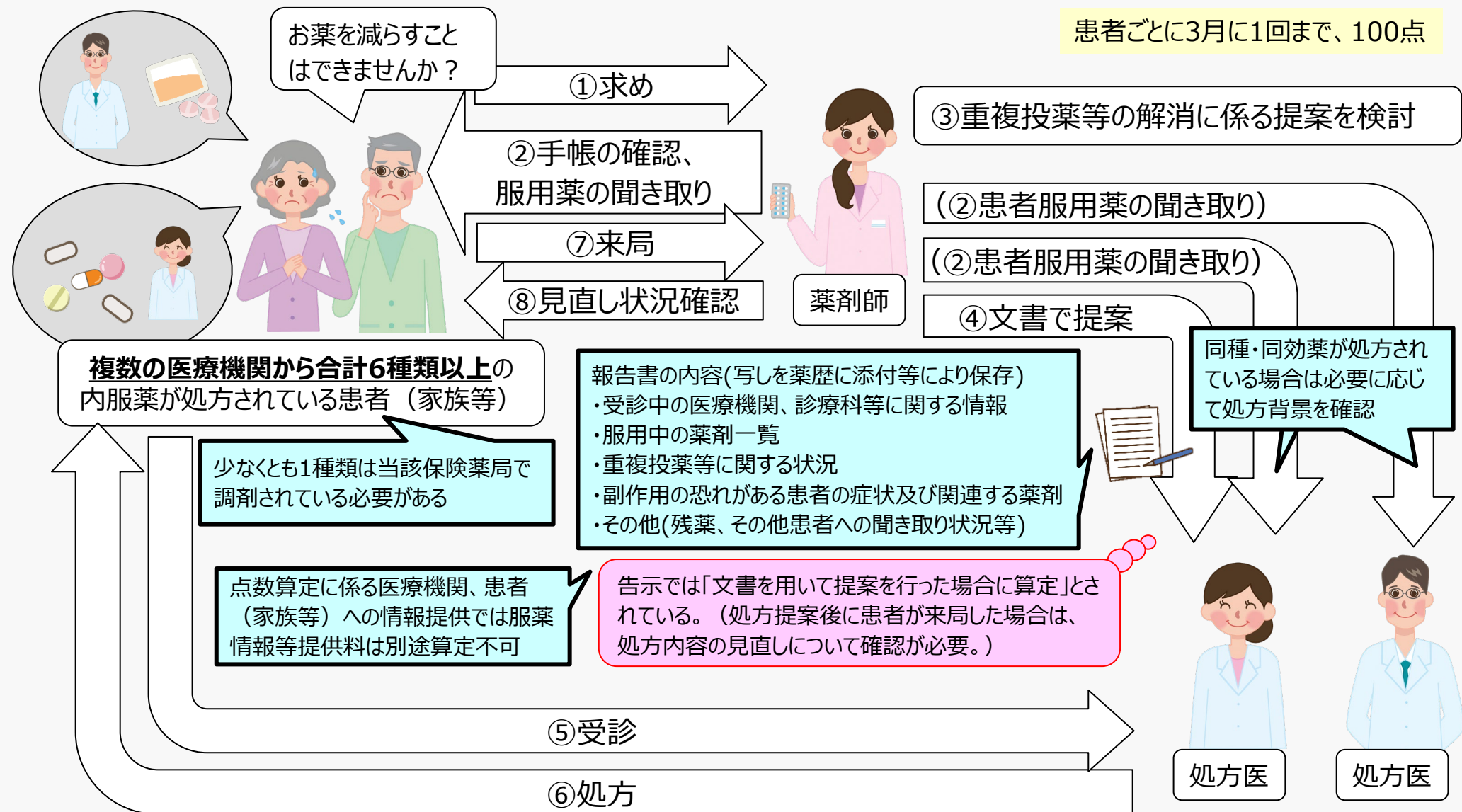
14の3「1」 服用薬剤調整支援料1

月1回に限り、125点



14の3「2」 服用薬剤調整支援料2

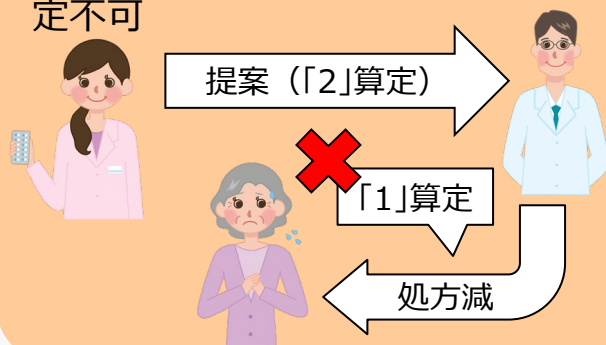
患者ごとに3月に1回まで、100点



14の3「2」 服用薬剤調整支援料2（疑義解釈）

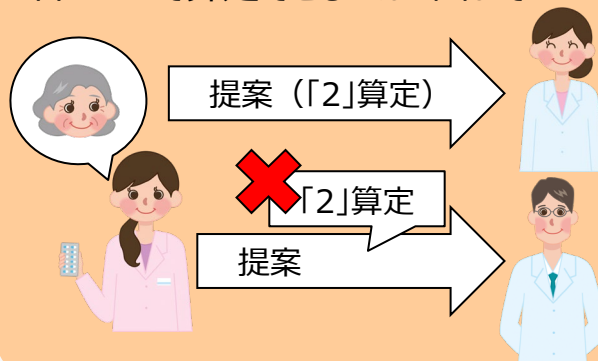
【2020/3/31①】

服用薬剤調整支援料2算定後、当該提案により2種類以上の薬剤が減少した場合は服用薬剤調整支援料1は算定不可



【2020/3/31①】

同一患者に同一月内に複数の医療機関に対して提案を行った場合、同一患者について算定できるのは1回まで



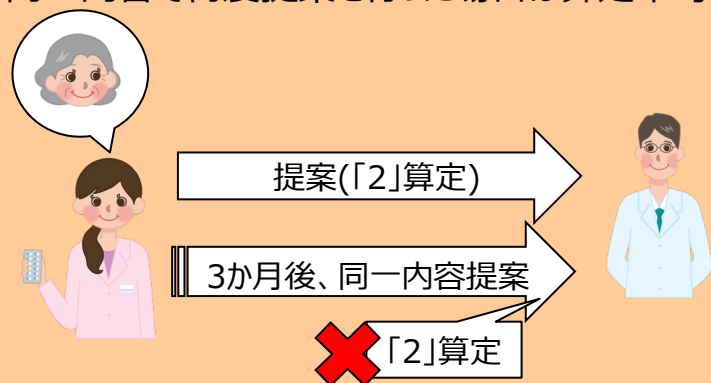
【2020/3/31①】

医療機関Aに提案を行い服用薬剤調整支援料2を算定し、翌月に医療機関Bに提案を行った場合は算定不可



【2020/3/31①】

提案を行ったものの状況に変更がなく、3か月後に同一内容で再度提案を行った場合は算定不可



【2020/4/16⑤】

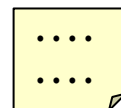
報告書の「現在服用中の薬剤の一覧」は手帳の写しの添付では要件を満たさない

報告書

- ・受診中の医療機関、診療科等に関する情報
- ・**服用中の薬剤一覧**
- ・重複投薬等に関する状況
- ・副作用の恐れがある患者の症状及び関連する薬剤
- ・その他（残薬、その他患者への聞き取り状況等）



✗ 手帳の写し



(参考資料) 別紙様式3

別紙様式3に準ずる報告書でも可

(別添様式3)

患者の重複投薬等に係る報告書

情報提供先保険医療機関名
 担当医 科 殿
 令和 年 月 日
 情報提供元保険薬局の所在地及び名称
 電 話
 (FAX)
 保険薬剤師氏名 印

患者氏名
 性別(男・女) 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生(歳)
 住所
 電話番号

以下のとおり、重複投薬等の状況について報告いたします。

1 受診中の医療機関、診療科等に関する情報

番号	保険医療機関名	診療科	処方医の氏名
1			
2			
3			

2 現在服用中の薬剤の一覧

※用法・用量を参照すべき場合等については、必要に応じて手帳等の写しを添付

薬効分類又は効能・効果	医薬品名(先発医薬品名)	服用開始時期	「1」の番号

「2 現在服用中の薬剤の一覧」
後発医薬品を服用中の場合であっても、当該医薬品に先発医薬品がある場合はその名称を併記

3 重複投薬等に関する状況

「1」の番号	医薬品名(先発医薬品名)	服用開始日

「3 重複投薬等に関する状況」
同種・同効薬が処方されている場合は、必要に応じて処方背景を確認

4 副作用のおそれがある患者の症状及び関連する医薬品名

「1」の番号	症状	関連する医薬品名

薬剤師のコメント

5. その他特記すべき事項(残薬及びその他の患者への聞き取り内容等)

「5 その他特記すべき事項(残薬及びその他の患者への聞き取り内容等)」
必要に応じて記載

により重複投薬等の解消等、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案を行うこと。

- 必要に応じて、続紙に記載して添付すること。
- 必要に応じて、手帳、血液検査の結果の写しなどを添付すること。
- 「2」については、後発医薬品を服用中の場合であっても、当該医薬品に先発医薬品がある場合はその名称を併記すること。
- 「3」については、同種・同効薬が処方されている場合は、必要に応じて処方背景を確認すること。
- 「5」については、必要に応じて記載すること。

必要に応じて、

- 続紙に記載し添付
- 手帳、血液検査の結果の写しなどを添付

日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>